

NEWS RELEASE

日本興亜生命保険株式会社

東京都中央区築地 3-4-2 〒104-8407 Tel:03-5565-8080 www.nipponkoa.co.jp/life



2010年5月7日

新収入保障保険の商品改定について

日本興亜生命保険株式会社（社長 橋本 和生）は、新収入保障保険（正式商品名：無解約返戻金型収入保障保険）の商品改定を実施します（契約日が2010年6月2日以降のお申込分より適用）。

新収入保障保険は、「もしものときの死亡保険金を毎月の給料のように年金で受け取ることができる。」「ライフスタイルに合った必要な保障額で合理的な設計ができる。」などの商品の特徴が、特に生命保険の見直しを検討したいというお客様のニーズにフィットし、2009年度の販売実績は前年度と比較して約1.5倍に伸長しております。

今般、弊社では、「加入のしやすさ」・「分かりやすさ」をさらに向上させることを目的として、お客様や代理店から寄せられた多くのご要望（ex. 「保険の見直しで加入する場合、すぐに加入したいのに、ほとんどのケースで医師の診査が必要となるため契約手続きが煩わしい。」「契約後に契約内容を確認する際、募集時にもらった資料では分かりにくい。」など）にお応えするため、商品改定を行い、ご契約の際に医師の診査を必要としない告知書扱でお引き受けする範囲の大幅な拡大等を行うとともに、お客様が契約内容を確認したい時に、特に注意を要する重要な事項を音声で聴くことができる「ご契約のしおり・約款（CD-ROM版）」をご用意し、新収入保障保険に新規でご加入いただくお客様全員にご提供することと致しましたのでお知らせいたします。

商品改定の概要は以下のとおりです。

1. お客様の加入のしやすさを向上させるために、告知書扱でご加入いただける契約範囲を拡大します。

医師の診査なしでお申込ができる「告知書扱」でご加入いただけるお客様の範囲を大幅に拡大します（別紙 1.）。さらに契約手続きを簡単にするため保険料の料率区分を、標準体を中心とした2区分（従来は4区分）に簡素化し、料率もご加入いただきやすい水準に改定します。この改定により、告知書扱でお申し込みいただける契約の割合は、約5倍に拡大し、年金月額10万円で設定したプランの場合で、約70%のお客様が医師の診査なしでご契約いただける見込みです。

2. お客様のわかりやすさを向上させるために、「注意喚起情報」の音声機能付き「ご契約のしおり・約款（CD-ROM版）」をご提供します。

お客様の利便性向上を図るために、電子媒体ならではの検索機能、文字拡大機能および音声機能等を搭載した「ご契約のしおり・約款（CD-ROM版）」をご用意し、冊子版「ご契約のしおり・約款」に添付して、新収入保障保険に新規でご加入いただくお客様全員にご提供します。特に、お客様のわかりやすさ向上の取組として、保険金等のお支払についてなど、ご注意いただきたい重要な事項を記載している「注意喚起情報」の部分については、業界で初めて音声機能付きとしました。（別紙 2.）

商品改定の内容につきまして、あわせて別紙もご覧ください。

<本件に関するお問い合わせ>

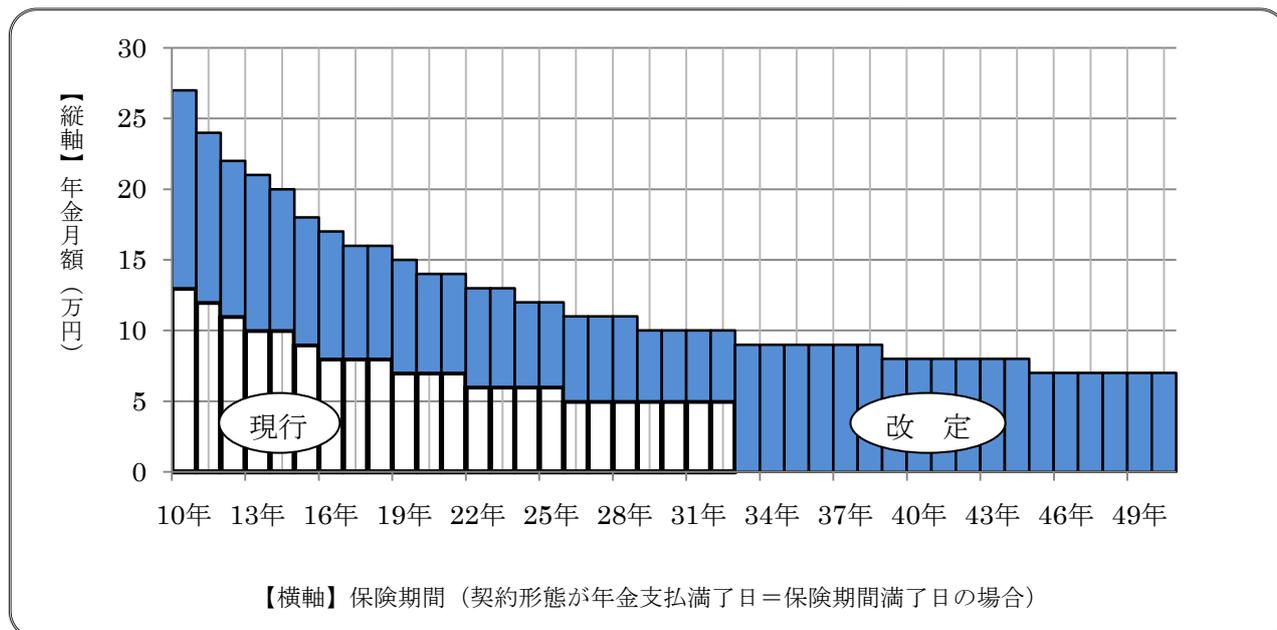
〒104-8407 東京都中央区築地 3-4-2 日本興亜生命保険株式会社
経営企画部 企画グループ 内田 兼司 TEL 03-5565-8545
商品開発部 脇坂 博文 TEL 03-5565-8030

(別紙)

1. 告知書扱でご加入いただける最高年金月額について (例：30歳男性のケース)

- ・保険期間＝保険料払込期間 10 年の場合：最高 27 万円 (現行：最高 13 万円)
- ・保険期間＝保険料払込期間 20 年の場合：最高 14 万円 (現行：最高 7 万円)
- ・保険期間＝保険料払込期間 30 年の場合：最高 10 万円 (現行：最高 5 万円)
- ・保険期間＝保険料払込期間 40 年の場合：最高 8 万円 (現行：取扱不可)

■告知書扱でご加入いただける最高年金月額 (改定イメージ図) 【契約年齢が 15 歳～39 歳の場合】



2. 「注意喚起情報」の音声機能付きでのご提供について

ご契約のお申込に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しているものが「注意喚起情報」です。弊社では、「注意喚起情報」は、ご契約前に必ずお客様にお読みいただき、お申込みいただくこととしておりますが、ご契約後においても、契約内容を確認する際、読むだけでなく、耳で聞くことにより、お客様の理解をより深めていただきたいと考え、業界で初めて音声機能付きでのご提供することにしました。

なお、「注意喚起情報」に収録しているご注意いただきたい主な項目は以下のとおりです。

項目	内容
年金・保険金・給付金等が支払われない場合	年金・保険金・給付金等をお支払いできない場合について説明しています。
保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について	保険料をお払込みいただく期日、および保険料のお払込がない場合のご契約のお取扱について説明しています。
保険金等のお支払いについて	保険金等のご請求手続き等について説明しています。また、当社ホームページへもリンクしており、更に詳しい内容をお知りになりたいときに便利です。

以上